

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

## 国際復興開発銀行（証券コード：-）

### 【据置】

長期発行体格付	AAA
格付の見通し	安定的
債券格付	AAA

### ■格付事由

- 国際復興開発銀行（IBRD）は世界最大規模の国際開発銀行（MDB）であり、世界銀行グループ（WBG）の中心的機関。格付は、加盟国からの強い支援、堅固な資本基盤、保守的なリスク管理に基づく健全な財務内容、優先債権者としての地位の享受を主に評価している。IBRDは、気候変動、インフレ、食糧不安、紛争など複合的な危機を受け、加盟国への支援を拡充している。「居住可能な地球において貧困のない世界を創る」というビジョンのもと、財務の健全性を維持しつつ融資能力をさらに高めていくとJCRはみている。
- 1944年にアメリカ合衆国の首都ワシントンD.C.に本部設立。加盟国は189カ国。WBGは、IBRD、国際開発協会（IDA）、国際金融公社（IFC）、多数国間投資保証機関（MIGA）、および投資紛争解決国際センター（ICSID）から構成される。WBGは、「人々が暮らしやすい地球上で極度の貧困をなくし繁栄の共有を促進する」との目標を掲げ、加盟国を支援している。IBRDは気候変動とレジリエンス対策をとくに重視しており、23年7月1日以降、新規プロジェクトはパリ協定の目標に沿って実施している。また、融資能力の拡大に向け、資本にかかる内部ルールの重要指標である自己資本対貸付比率の下限値の引き下げ、ポートフォリオ保証プラットフォーム（借入国がIBRD融資を期限内に返済できない場合、株主がカバーするリスク分担方式）の導入、二国間保証限度額の増額などを実施した。
- IBRDには加盟国から引き続き強い支援が寄せられている。18年10月に承認された増資計画により、25/6期上半期末の払込資本は228億米ドル、請求払資本は3,029億米ドルとなった。18年10月末以降の払込資本の累計増加額は25/6期上半期末時点で63億米ドル、予定額である75億米ドルの84%に相当する。株主は25年10月1日までいつでも株式を引き受けることができる。25/6期上半期末時点の払込資本、請求払資本の構成比は各々7%、93%。IBRDは、債券保有者に返済し保証を履行するためにのみ、必要に応じて株主に請求払資本の追加的な払い込みを求めることが可能である。また、融資を拡大するなかハイブリッド資本などの新商品を導入し、株主等が資本基盤のさらなる強化に貢献できるようにした。
- 25/6期上半期末の総貸付残高（引当金控除後）は2,690億米ドルに上った。同時点の自己資本対貸付比率は21.1%へと、貸付増加に伴い低下したものの、定められた下限値（18%）を上回っている。貸付残高上位5カ国はインド、インドネシア、コロンビア、ブラジル、フィリピンで、貸付残高全体の約33%と、他のMDBと比べて集中度は低い。貸付資産の質は、貸付が信用力の高い中所得国や低所得国の加盟国政府向けまたはこれら政府による保証付きに限られることもあり、良好な水準に維持されている。25/6期上半期末の不良債権比率は0.5%と引き続き低水準であった。他のMDBと同様、借入国から優先債権者としての地位を享受しており、債権の償却を行ったことは設立以来一度もない。
- 当行は設立協定、政策ガイドラインに則って、貸付、資本、資金調達、流動性などに関して厳格な運営基準を設けており、これらに基づく財務指標を引き続き充足している。25/6期上半期末時点で、信用力の高い債券を中心に876億米ドルと最低流動性水準の1.7倍にあたる潤沢な流動性資産を保有している。他のMDBと同様、収益を最大化することを目的とせず、財務の健全性を維持し、開発業務を継続するために十分な収

入を確保することを財務目標としている。IBRD は長期にわたりプラスの分配可能利益を計上し続けており、24/6 期の分配可能利益は 18.5 億米ドルであった。

(担当) 増田 篤・山本 さくら

■ 格付対象

発行体：国際復興開発銀行 (The International Bank for Reconstruction and Development)

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	AAA	安定的

対象	発行額	発行日	償還期日	利率	格付
ユーロ円逆二通貨債	200 億円	1996 年 6 月 19 日	2029 年 6 月 19 日	(注)	AAA

(注) 発行体が利払通貨を選択可能。日本円の場合 1,010,000,000 円、ユーロの場合 7,974,733.52 ユーロ、米ドルの場合 9,320,782.58 米ドル。

## 格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2025年3月21日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：杉浦 輝一  
主任格付アナリスト：増田 篤
3. 評価の前提・等級基準：  
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：  
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「国際開発金融機関の信用格付方法」（2013年3月29日）として掲載している。
5. 格付関係者：  
（発行体・債務者等） 国際復興開発銀行（The International Bank for Reconstruction and Development）
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：  
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。  
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。  
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：  
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表  
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：  
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：  
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っており、JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル